

市町村による原子力安全対策に関する研究会 実務担当者会議

—国の原子力安全対策について—

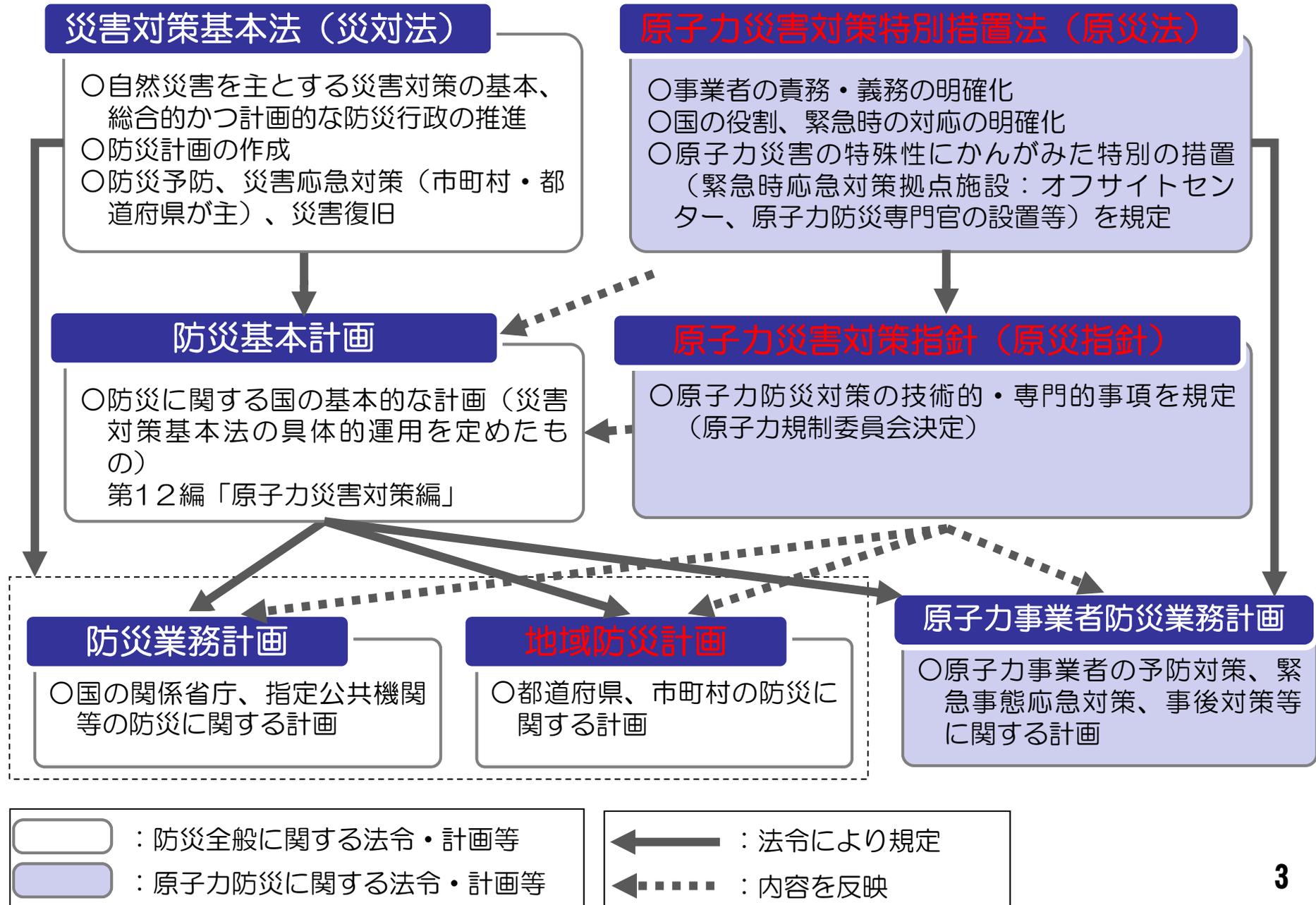
令和5年7月27日

内閣府(原子力防災担当)

1. 主な法令・計画
2. 地域防災計画・避難計画の策定と支援体制
3. 内閣府（原子力防災）の取り組み
4. 複合災害時の対応

1. 主な法令・計画
2. 地域防災計画・避難計画の策定と支援体制
3. 内閣府（原子力防災）の取り組み
4. 複合災害時の対応

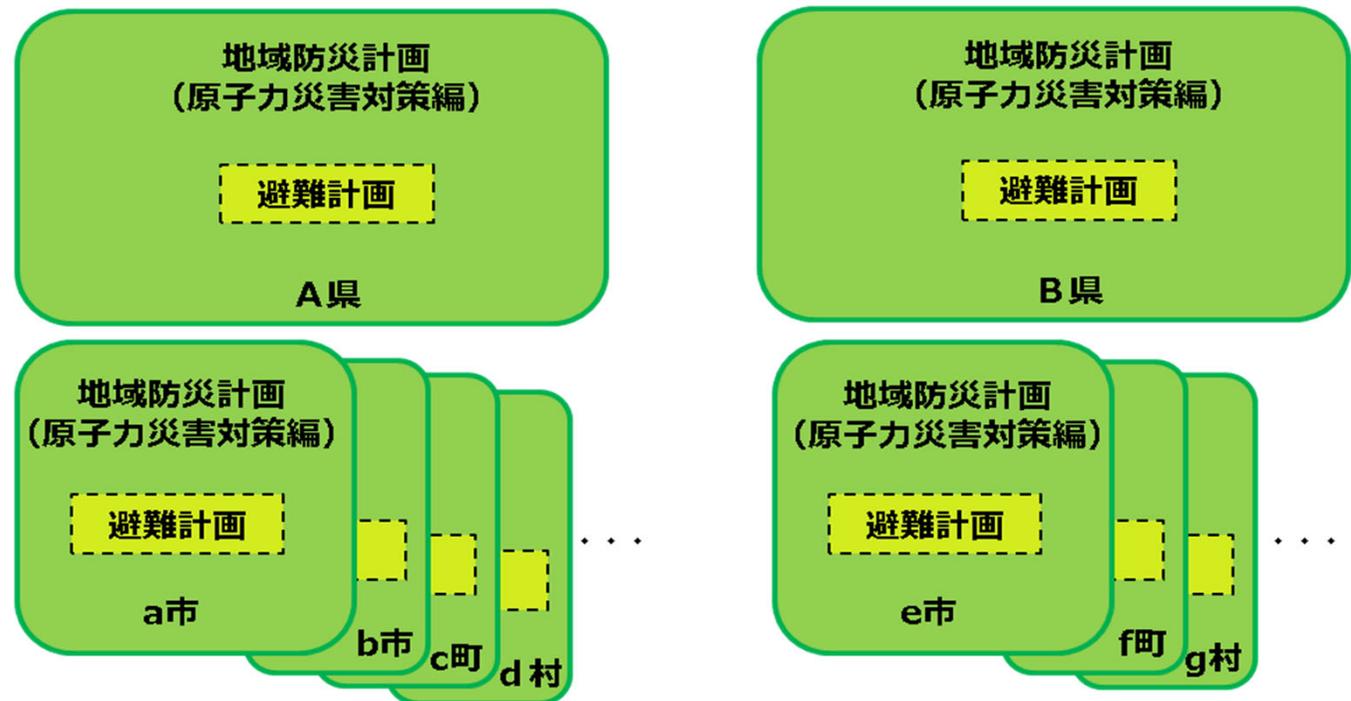
1 主な法令及び計画



1. 主な法令・計画
- 2. 地域防災計画・避難計画の策定と支援体制**
3. 内閣府（原子力防災）の取り組み
4. 複合災害時の対応

「緊急時対応」とは

内閣府が原子力発電所の所在地域ごとに設置した「地域原子力防災協議会」において、関係省庁と関係自治体が参加し、関係自治体の地域防災計画や避難計画を含むその地域の緊急時における対応をとりまとめたもの。



その他、
実動省庁を含む関係省庁、量子科学技術研究開発機構等の指定公共機関などの緊急時における対応を含む。

1. 主な法令・計画
2. 地域防災計画・避難計画の策定と支援体制
- 3. 内閣府（原子力防災）の取り組み**
4. 複合災害時の対応

原子力災害対応の実効性向上に向けた取組に重点化

<p>対応要員の 対応力向上</p>	<p>自らの対応力 確保・維持・向上</p>	<p>➔ 対応力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ブラインド訓練や意思決定に係る机上訓練などの取組を充実・強化 <ul style="list-style-type: none"> ● <u>原子力施設等防災対策等委託費（原子力防災研修事業等） 4.6億円（4.6億円）の内数</u> 《予算》
	<p>関連地域全体に 対する協力支援</p>	<p>➔ 関係自治体要員・防災業務関係者の研修・訓練の拡充・強化</p> <p>➔ その他、関連地域全体に対する協力支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域防災計画・避難計画の具体化・充実化を推進 ○ 東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓 <p>⇒ 新型コロナウイルス感染症への対応を含めて、関係自治体の取組を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 緊急時連絡網整備事業／ 防災活動資機材等整備事業／ 緊急時対策調査・普及等事業／ 緊急事態応急対策等拠点施設整備事業／ 緊急時避難円滑化事業（モデル実証事業の効果検証を踏まえたもの） ● <u>原子力発電施設等緊急時安全対策交付金 100億円（95億円）</u> 《予算》 ● <u>原子力施設等防災対策等委託費（原子力防災研修事業等） 4.6億円（4.6億円）の内数</u> 《予算》【再掲】 ● <u>地域横断的な課題への対応のために必要な職員を新たに確保</u> 《機構・定員》 ● <u>原子力災害対策事業費補助金（放射線防護化対策等） 43億円</u> 《4年度第2次補正予算》
<p>住民の 理解促進</p>		<p>➔ 住民への情報伝達手段の多様化・高度化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 関係自治体における住民への情報伝達手段の多様化・高度化 <ul style="list-style-type: none"> ● <u>原子力発電施設等緊急時安全対策交付金 100億円（95億円）の内数</u> 《予算》【再掲】 ○ 「住民の理解促進」に資する調査研究及び知見の収集・整理 <ul style="list-style-type: none"> ● <u>原子力施設等防災対策等委託費（原子力防災研修事業等） 4.6億円（4.6億円）の内数</u> 《予算》【再掲】 ● <u>地域横断的な課題への対応のために必要な職員を新たに確保</u> 《機構・定員》【再掲】

令和4年度第2次補正予算及び令和5年度予算

	令和4年度 当初予算 (a)	令和4年度 第2次補正予算 (b)	令和5年度 予算 (c)	対前年度比 (c)-(a)
一般会計	-	43億円	-	-
エネルギー対策特別会計 (電源開発促進勘定)	123億円	-	124億円	+1億円 (+1%)

原子力発電施設等緊急時安全対策交付金

令和5年度予算額
エネルギー対策特別会計
100億円（95億円）

事業の背景・内容

○事業の背景と必要性

平成24年10月に原子力規制委員会が策定した原子力災害対策指針等に基づき、原子力発電施設等の周辺地域住民に係る原子力防災対策を強化する必要があります。

○事業の内容・実施項目

本事業の柱となる以下の5事業により、立道府県等（※）が行う原子力防災対策を支援します。

（※）原子力発電所については、概ね30km圏内の道府県

① 緊急時連絡網整備事業

立道府県等と国の機関並びに所在市町村等を結ぶ緊急時連絡網の維持・管理に係る事業

② 防災活動資機材等整備事業

緊急時における住民の安全を確保するための施設や、防災業務従事者の安全を確保するための物品の整備、原子力災害医療に用いる施設及び物品、原子力施設等の警備のための施設及び物品の整備に係る事業

③ 緊急時対策調査・普及等事業

緊急時における住民の安全の確保に関する調査、知識の普及等に係る事業

④ 緊急事態応急対策等拠点施設整備事業

緊急事態応急対策等拠点施設（オフサイトセンター）に係る整備・維持事業

⑤ 緊急時避難円滑化事業

緊急時の避難円滑化に係る事業（避難時における避難経路の隘路対策（すれ違い待機所の設置等の局所的な改修等）、安全対策（法面改善等）、豪雪対策（融雪設備、誘導員配置等）、避難住民への情報提供（誘導標識の設置等）等、モデル実証事業の効果検証を踏まえたもの）

事業のスキーム

国

定額を交付

立道府県等

具体的な成果イメージ

地域原子力防災協議会・作業部会

① 緊急時連絡網整備事業



② 防災活動資機材等整備事業



③ 緊急時対策調査・普及等事業



④ 緊急事態応急対策等拠点施設整備事業



⑤ 緊急時避難円滑化事業



原子力防災体制の充実・強化

原子力施設等防災対策等委託費 (原子力防災研修事業等、原子力防災体制等構築事業)

令和5年度予算額
エネルギー対策特別会計
4.6億円(4.6億円)

事業の背景・内容

○事業の背景・必要性

万が一の原子力災害時に備え、対応要員の対応力向上は喫緊の課題であり、国や地方自治体等の意思決定者や現場での住民誘導を行う職員、避難退域時検査要員等にとって、それぞれ必要となる防災スキルに関し、体系的かつ効果的に研修・訓練等を行う必要があります。

また、原子力防災に係る国内外の最新動向・知見を蓄積するとともに、適切な防護対策に資する調査研究を行う必要があります。

さらに、避難退域時検査の運用など、原子力防災体制の構築を一層進めていく必要があります。

○事業内容

<原子力防災研修事業等>

① 原子力防災研修・訓練事業

対応要員の対応力向上のためのブライнд訓練や意思決定に係る机上訓練などの取組を充実・強化するとともに、万が一の原子力災害時において原子力災害対策重点区域内の屋外で作業することとなる防災業務関係者のための研修を行うことで原子力災害対応要員を体系的に育成します。

② 原子力防災研究事業

原子力防災に係る国内外の最新動向の調査、放射線防護対策に係る調査研究等を実施します。また、これら調査研究の成果等を施策に取り込むとともに、国内外に発信することで、原子力防災体制の一層の強化を図ります。

③ 原子力災害長期化対応事業

福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、原子力災害が長期化した際の対応にあたる「原子力被災者生活支援チーム」の要員を対象とした訓練内容の検討や運営補助、マニュアルの整備等を行います。

④ 原子力災害対応に係る住民の理解促進事業

原子力災害時に取るべき行動について、全ての住民の理解促進が図られるよう、理解促進策の検証等に取り組みます。

<原子力防災体制等構築事業>

原子力災害時に行われる避難退域時検査等の資機材の標準化・相互融通等の検討や自治体の実施体制構築の支援、甲状腺被ばく線量モニタリングの運用方法の検討などを通し、原子力防災体制の充実・効率化を図ります。

事業のイメージ

<原子力防災研修事業等>

① 原子力防災研修・訓練事業



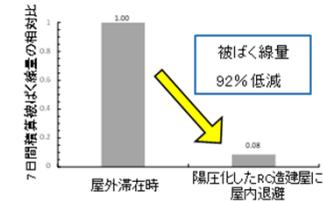
研修の様子



訓練の様子

② 原子力防災研究事業

例)・IAEA等での国際基準の情報収集
・デジタル導入/活用に係る調査研究
・屋内退避の効果に係る調査研究

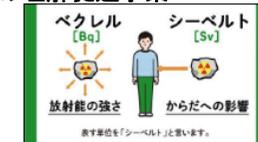


③ 原子力災害長期化対応事業



原子力被災者生活支援チームによる机上訓練の様子

④ 原子力災害対応に係る住民の理解促進事業

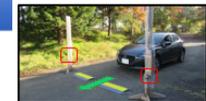


<原子力防災体制等構築事業>

避難退域時検査等における資機材の展開・運用の手引き(R4作成)

資機材の標準化・相互融通の検討

自治体の実施体制の構築支援



事業のスキーム



原子力発電所周辺地域における防災対策の充実・強化 (原子力災害対策事業費補助金)

令和4年度第2次補正予算額：4.3億円
(令和4年度当初予算：一億円(一般会計))

事業の背景・内容

○事業の背景と必要性

東京電力福島第一原子力発電所事故において、要配慮者が十分な準備の無い中で、無理な避難を実施したために亡くなられたという重大な教訓を踏まえ、避難準備が整うまでの間、要配慮者等の被ばくのリスクを下げながら、安全に一時的な屋内退避を行うための施設等の整備が必要。

また、原子力災害時の医療体制の確保に際しての原子力災害対策指針に基づく原子力災害拠点病院等の施設整備や原子力災害時に必要となる緊急事態応急対策等拠点施設(OFC)の整備が急務。

○事業の内容・実施項目

<放射線防護対策等事業>

- ・概ね10km圏内の要配慮者等の屋内退避施設及び現地災害対策拠点施設への放射線防護対策
- ・UPZ内の孤立化のおそれのある屋内退避施設への放射線防護対策

<原子力災害医療施設等整備事業>

- ・原子力災害拠点病院等としての活動に必要な施設・設備等の整備

<緊急事態応急対策等拠点施設整備事業(OFC整備事業)>

- ・OFCに係る設備等の要件に関するガイドラインへの準拠に伴う整備等

事業のスキーム

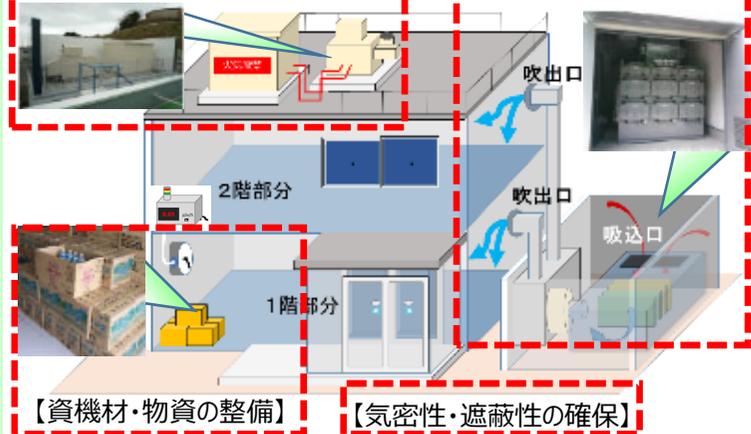
国

定額補助

立地道府県等

放射線防護対策

【非常用発電設備の設置】



【資機材・物資の整備】

【気密性・遮蔽性の確保】

原子力災害医療施設整備



【除染用施設の整備】
【資機材の整備】

OFC整備

緊急事態応急対策拠点施設
(OFC：オフサイトセンター)



【施設の陽圧化】
【非常用発電機の増強】
【電源車用配電盤の設置】
【その他設備更新】

3-6 令和4年度原子力総合防災訓練

1 訓練の位置付け及び目的

【原子力災害対策特別措置法第13条第1項に基づく防災訓練】

- ①国、地方公共団体、原子力事業者における防災体制の実効性の確認
- ②原子力緊急事態における中央と現地の体制やマニュアルに定められた手順の確認
- ③「美浜地域の緊急時対応」に定められた避難計画の検証
- ④訓練結果を踏まえた教訓事項の抽出、緊急時対応等の検討
- ⑤原子力災害対策に係る要員の技能の習熟及び原子力防災に関する住民理解の促進

2 実施時期

令和4年 11月4日～6日

3 訓練の対象となる原子力事業所

関西電力株式会社 美浜発電所

4 参加機関等

政府機関：内閣官房、内閣府、原子力規制委員会ほか関係省庁

地方公共団体：福井県、美浜町、敦賀市、若狭町、小浜市、南越前町、越前市、越前町
滋賀県、長浜市、高島市、岐阜県、揖斐川町 ほか

訓練対象事業者：関西電力株式会社

関係機関：量子科学技術研究開発機構、日本原子力研究開発機構 等

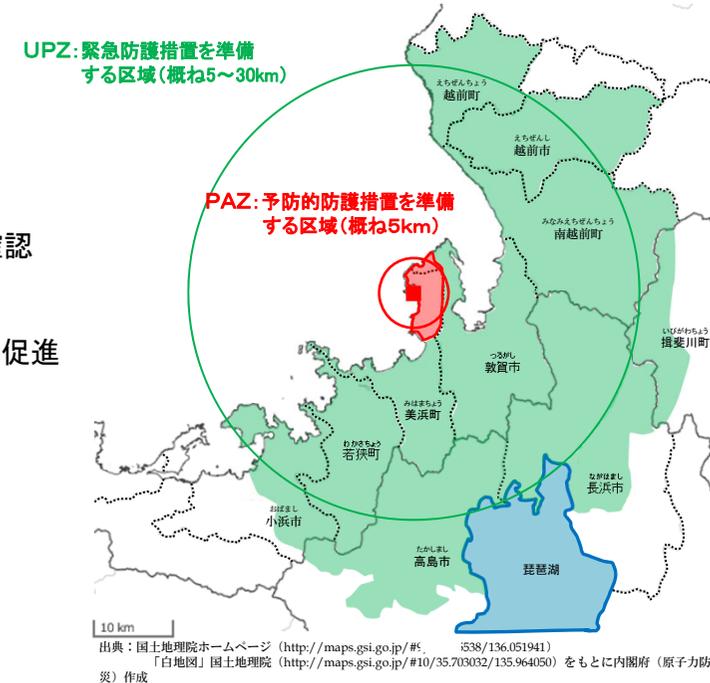
5 訓練内容

自然災害及び原子力災害の複合災害を想定し、発電所を対象に以下の訓練を実施

- (1)迅速な初動体制の確立
- (2)中央と現地組織の連携による防護措置の実施等に係る意思決定
- (3)県内外への住民避難、屋内退避等

6 特記事項

- ・実動組織等のあらゆる手段を用いた県内外への広域的な住民避難の実効性の確認
- ・作り込まれた事前のシナリオを極力排したブラインド訓練の追求
- ・国家備蓄安定ヨウ素剤輸送等、新たな対応手順の確認



<概ね5km圏内>

PAZ (予防的防護措置を準備する区域)

: Precautionary Action Zone

⇒ 急速に進展する事故を想定し、放射性物質が放出される前の段階から予防的に避難等を実施する区域

1市1町(福井県：美浜町、敦賀市) 住民数：848人

<概ね5~30km圏内>

UPZ (緊急防護措置を準備する区域)

: Urgent Protective Action Planning Zone

⇒ 事故が拡大する可能性を踏まえ、屋内退避や一時移転等を準備する区域

5市5町

福井県：美浜町、敦賀市、若狭町、小浜市、南越前町、越前市、越前町

滋賀県：長浜市、高島市

岐阜県：揖斐川町

住民数：278,044人

人口：令和2年4月1日時点

1. 主な法令・計画
2. 地域防災計画・避難計画の策定と支援体制
3. 内閣府（原子力防災）の取り組み
4. 複合災害時の対応

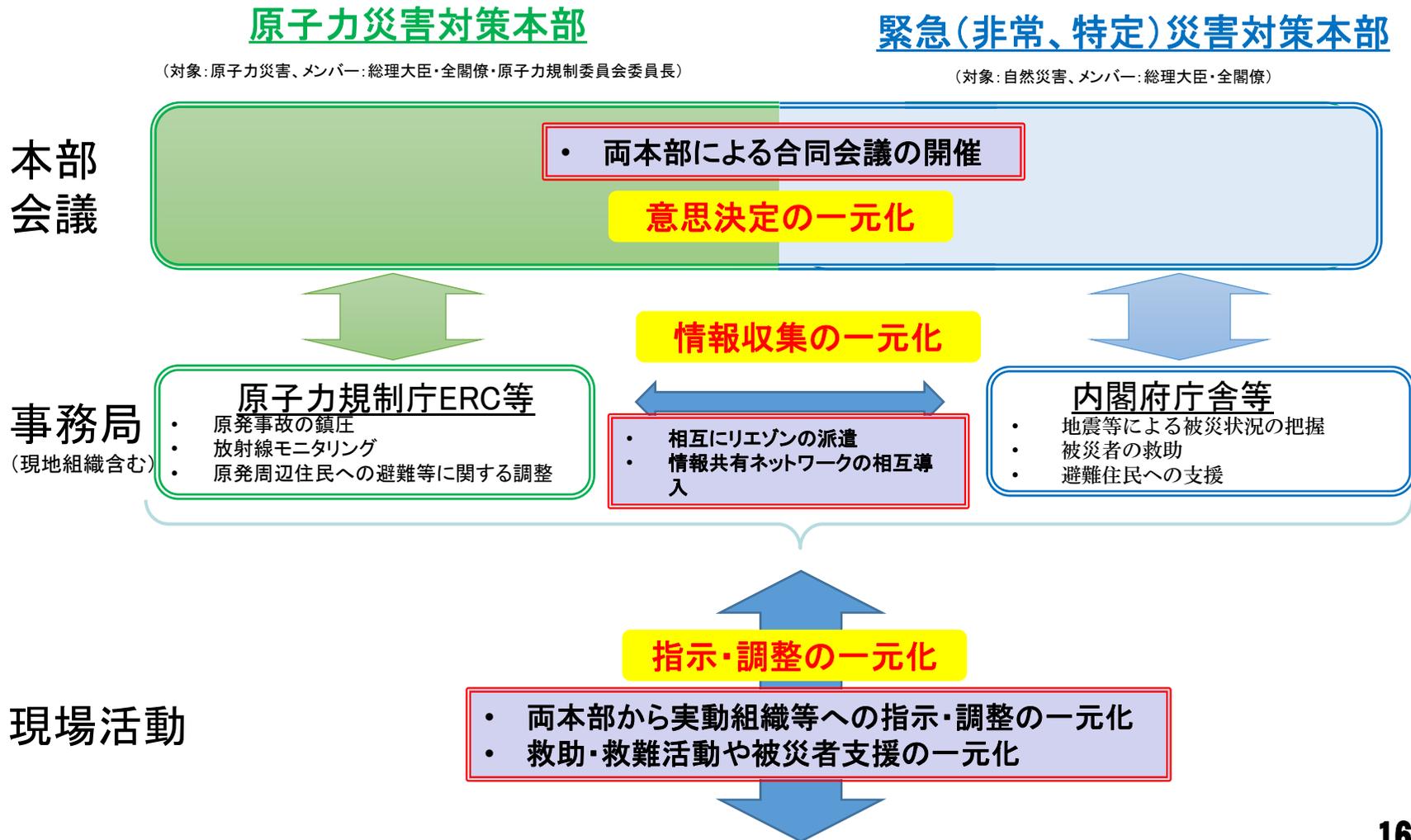
基本的考え方

1. 複合災害により避難経路が不通となった場合に備え、あらかじめ複数の避難経路を設定するなどの対策をとることとしている。
2. 仮に、複合災害により陸路が制限される場合には、道路啓開に着手しつつ、海路避難や空路避難、屋内退避を継続するなど、状況に応じた多様な対応を行うことで、住民の安全確保に全力を尽くす。
3. さらに、不測の事態が生じた場合には、国や関係自治体からの要請により、実動組織が住民避難の支援を実施する。

自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合

原子力災害に対する避難行動よりも、自然災害に対する避難行動を優先させ、人命の安全確保を最優先とする。

自然災害に対応する「緊急災害対策本部」と原子力災害に対応する「原子力災害対策本部」の両本部が一元的に情報収集、意思決定、指示・調整を行う連携体制を整え、複合災害発生時の体制を強化。



○ 全国知事会の二つの提言 (H27.7.29)

主に安全対策としての「原子力発電の安全対策及び防災対策に対する提言」と、主に原子力防災対策としての「国の施策並びに予算に関する提案・要望」を決定。

○ 原子力関係閣僚会議 (H28.3.11)

全国知事会の提言に対する国の対応方針として、「原子力災害対策充実に向けた考え方」を決定。また、官房長官より、個別のテーマについて詳細化を指示。

○ 原子力災害対策関係府省会議 (H28.4.25)

実動部隊の協力（第一分科会）、民間事業者の協力（第二分科会）、拡散計算も含めた情報提供の在り方（第三分科会）の3つのテーマについて、分科会の設置を決定。各分科会において、関係府省が連携・協力しつつ、関係道府県に意見照会等を行いながら、専門的かつ実務的な検討を実施。

① 第一分科会（実動部隊の協力）

住民避難等の支援活動や原子力事業者が実施する事故収束活動の支援活動に関し、国としての支援や現場での連絡調整等について取りまとめるもの。

② 第二分科会（民間事業者の協力）

自治体が、民間事業者（バス等）との原子力災害時の協力に係る協定等において定めておくべき内容や留意点について取りまとめるもの。

③ 第三分科会（拡散計算も含めた情報提供の在り方）

複合災害も想定した避難・屋内退避の基本的な考え方や、拡散計算を自治体の判断と責任の下で活用する場合の留意点等原子力災害時における情報提供の在り方について取りまとめるもの。

3つの分科会の取りまとめを
原子力災害対策関係府省会議に報告し、決定・公表 (H29.7.24)

国は、今後とも、関係地方公共団体のご意見・ご提案をお聞きしながら、
原子力災害対策の更なる充実・強化に向けた取組を推進

4-3 検討結果のポイント

原子力災害対策の充実化に向けた分科会 検討結果

1. 実動組織の協力

①各実動組織における具体的な活動例を提示し、地域ごとの緊急時対応にあらかじめ明記

(具体的な活動例)

- ・警察機関 現地派遣要員の輸送車両の先導
- ・消防機関 避難行動要支援者の輸送の支援
- ・海上保安部署 巡視船艇による住民避難の支援
- ・自衛隊 避難の救助

②平常時においては、地域連絡会議※1の場等も活用し、情報共有、意見交換等の取り組みを推進

③原子力災害の不測の事態においては、関係者間における議論を踏まえつつ、合同調整所※2の仕組みも活用

④地域ごとに各機関の特長を活かして連携

※1 地域連絡会議

原子力事業所における応急対策及びその支援について連携を図るため、各地域において、関係省庁（実動省庁を含む。）及び原子力事業者等により構成された会議。

※2 合同調整所

各災害ごとに必要に応じて設置される、部隊間の情報共有等を行う場。

2. 民間事業者との協力協定等の締結

①自治体と民間事業者の協定等において定めていくべき内容等を整理・提示

(内容の具体例)

- 業務実施に当たっての被ばく線量の管理目安を設定することや、被ばく線量の管理方法について取り決めておくこと
- 防護服、マスク等の資機材を自治体側で準備するとともに、当該資機材の配布手順や配布方法について理解を深めていくこと
- 業務の実施に要した費用や業務の実施に伴って発生した損害は、基本的に自治体が負担、補償すること
- 実際に業務に携わる民間事業者に対し、定期的な研修の機会を提供すること

3. 情報提供の在り方

①自然災害（地震、津波、暴風雪）による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等は、自然災害に対する避難行動を、原子力災害に対する避難行動よりも優先

②住民や民間事業者等に対し、屋内退避の徹底に関する注意喚起を実施することや、防災行政無線等様々なツールを活用し、避難情報等を住民に提供

- ③拡散計算については、
- 事前対策として、避難計画を充実させるための支援内容（計算の実施、結果の解説等）を明確化
 - 緊急時に、自治体が自らの判断と責任により活用する場合の留意点を整理

4-4 避難・屋内退避の基本的な考え方

○ 原子力災害対策関係府省会議第三分科会（平成29年7月24日）

原子力災害時における情報提供の在り方について
～複合災害も想定した避難・屋内退避の実効性向上に向けて～

○ 自然災害と原子力災害との複合災害時も想定した避難・屋内退避の基本的な考え方

地震、津波、暴風雪等の自然災害が発生した場合には、避難経路、避難手段、避難先等への影響のみならず、当該自然災害が発生した地域における住民等の生命、身体及び財産に対しても直接的に甚大な被害を及ぼすおそれがある。

このため、複合災害が発生した場合において自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合や、当該自然災害による家屋の損壊等屋内での滞在の継続が困難な事態となった場合には、当該自然災害に対する避難行動を、原子力災害に対する避難行動よりも優先させ、人命の安全確保を最優先とすることを原則とする。

国においては、地震等により家屋での屋内退避が困難となった場合の対応について考え方を整理してきたところであり、以上のような原則を基本として、以下のとおり、自然災害や地理的な特性の類型ごとに、当該複合災害時における避難行動の基本的な考え方を整理する。

4-5 避難・屋内退避の基本的な考え方

○原子力災害対策関係府省会議第三分科会（平成29年7月24日）

原子力災害時における情報提供の在り方について～複合災害も想定した避難・屋内退避の実効性向上に向けて～

○暴風雪との複合災害の場合

暴風雪は、雪を伴う強風による視界不良や吹きだまりの発生等により人命へのリスクを高める。このため、**暴風雪による人命へのリスクが極めて高い場合には、暴風雪に対する避難行動を優先することとする。具体的には、住民等は、暴風雪から自らの身の安全を守るため、自宅等の安全が確保できる場所において屋内退避することとする。特に、暴風雪時には、車両の立往生や交通事故等の二次災害を回避するため、天候が回復するまでの間、屋内退避を徹底するとともに、天候回復後の速やかな避難に備えた準備を実施することが重要である**（泊地域の例について別紙3参照）。

以下、暴風雪と原子力災害の複合災害の場合における基本的な対応を示す。

① PAZ内住民について

PAZ内住民は、暴風雪による人命へのリスクが極めて高い場合には、まずは暴風雪による人命へのリスクを回避するため、自宅等の安全が確保できる場所で屋内退避することとする。

その後、原子力災害に関し全面緊急事態に至った場合（施設敷地緊急事態要避難者は、施設敷地緊急事態に至った場合）であっても、引き続き暴風雪による人命へのリスクが極めて高い場合には、原子力災害に対する避難行動よりも暴風雪に対する避難行動を優先することとし、暴風雪に対する安全が確保された後に、その区域における放射線量や避難手段の確保状況等を踏まえつつ、あらかじめ定められているUPZ外の避難先へ避難することを基本とする。

② UPZ内住民について

UPZ内住民は、暴風雪による人命へのリスクが極めて高い場合には、まずは暴風雪による人命へのリスクを回避するため、自宅等の安全が確保できる場所で屋内退避することとする。

その後、原子力災害に関し全面緊急事態に至り、緊急時モニタリングの結果によりOIL1又はOIL2を超える区域が特定された場合であっても、引き続き暴風雪による人命へのリスクが極めて高い場合には、原子力災害に対する避難行動よりも暴風雪に対する避難行動を優先することとし、暴風雪に対する安全が確保された後に、その区域における放射線量や避難手段の確保状況等を踏まえつつ、あらかじめ定められているUPZ外の避難先へ避難や一時移転することを基本とする。

○防災基本計画（令和4年5月）（抄）

○複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

（第12編 原子力災害対策編 第2章 災害応急対策 第2節 避難，屋内退避等の防護及び情報提供活動 1 避難，屋内退避等の防護措置の実施）

4-6 暴風雪や大雪時における対応（泊地域）

- 重点区域内に特別豪雪地域を含む泊地域においては、「緊急時対応」にこうした基本的な考え方が踏まえられてものとなっている。
 - 泊地域では、平成28年度から冬期訓練を実施し、実効性の向上に取り組んでいる。
- ※柏崎刈羽地域においても、令和2年度から「新潟県原子力防災訓練（冬期訓練）」を実施し、実効性の向上に取り組んでいる。

泊地域の緊急時対応（暴風雪や大雪時における対応）

降雪時の避難経路の確保

- 北海道は地域防災計画に基づき毎年度、北海道防災会議に「北海道雪害対策連絡部」を設置し、関係機関とともに路線の重要性等を考慮してあらかじめ除雪路線を設定し、緊急時についても適切に除雪を実施。
- 直轄国道及び高速道路については、国土交通省北海道開発局及び高速道路会社（NEXCO）が、除雪体制の強化を図り各関係機関の緊密な連携の下、各機関の除雪計画に基づき、適切な除雪、凍結防止等の対策を行い、冬期間の交通の確保等に努める。



暴風雪や大雪時における対応

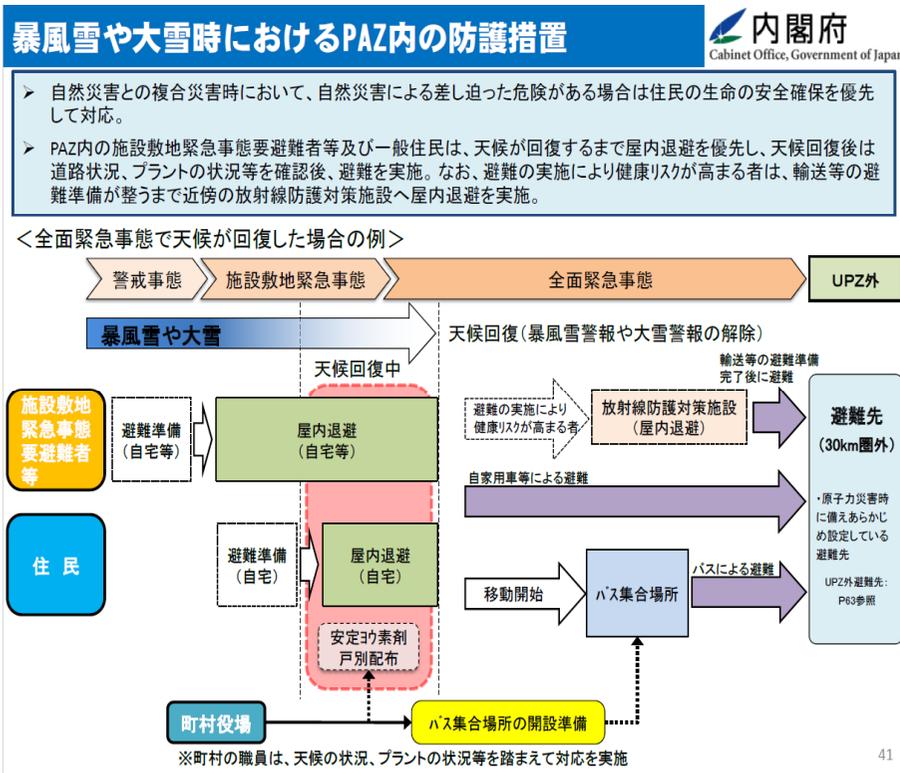
- 暴風雪や大雪時(原則として暴風雪警報または暴風雪特別警報もしくは大雪警報の発表時)における避難行動では、車の立往生や交通事故等の二次災害を回避する必要があるため、天候が回復するまで屋内退避を優先し、天候回復後の速やかな避難に備えた準備を実施。

<各緊急事態の区分における暴風雪や大雪時の対応策>

緊急事態の区分	対象住民の区分	対応策
警戒事態	PAZ内施設敷地 緊急事態要避難者等	・避難準備を実施
施設敷地緊急事態	PAZ内施設敷地 緊急事態要避難者等	・避難準備を実施し、屋内退避を優先
	PAZ内住民	・避難準備を実施
全面緊急事態	UPZ内住民	・屋内退避を準備
	PAZ内施設敷地 緊急事態要避難者等	・避難準備を実施し、屋内退避を優先 ・指示に基づく、安定剤の服用
	PAZ内住民	・避難準備を実施し、屋内退避を優先 ・指示に基づく、安定剤の服用
	UPZ内住民	・屋内退避を実施

4-7 暴風雪や大雪時における対応（泊地域）

泊地域の緊急時対応（暴風雪や大雪時における対応）



PAZ内における暴風雪や大雪時の安定ヨウ素剤の配布体制

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 避難の際に安定ヨウ素剤の緊急配布を行う共和町では、暴風雪や大雪のため避難行動の開始が遅れるような事態となった場合には、施設敷地緊急事態等の早い段階で、PAZ内において、町職員等42人が2人1組となり、安定ヨウ素剤の戸別配布を実施し、住民の服用体制を確保。
- 暴風雪や大雪時に全面緊急事態に至った場合、住民は町村の指示に従い安定ヨウ素剤を服用。

< 共和町における緊急配布のエリア分け >

緊急配布地区	配布対象世帯及び人数	緊急配布地区	配布対象世帯及び人数
みやおか 宮丘地区①	14世帯31人	発足リヤムナイ地区	21世帯59人
みやおか 宮丘地区②	23世帯61人	下梨野舞納地区①	21世帯36人
みやおか 宮丘地区③	15世帯47人	下梨野舞納地区②	22世帯55人
みやおか 宮丘地区④	12世帯21人	下梨野舞納地区③	18世帯50人
かしのぼ 柏木地区	22世帯43人	あだち 安達地区①	20世帯61人
ヤチナイ地区①	26世帯67人	あだち 安達地区②	17世帯41人
ヤチナイ地区②	24世帯88人	まつざと 松里地区①	19世帯33人
リヤムナイ中央地区①	27世帯65人	まつざと 松里地区②	25世帯54人
リヤムナイ中央地区②	15世帯28人	北電宅地区①～④	172世帯284人

※ 数字は現段階で共和町が把握している暫定値

- 緊急配布では、必要に応じて町村職員が衛星携帯電話等により、保健所等の医師に確認を実施。
- 泊村においても事前配布を受けていないPAZ内の住民に対し、村職員20人が2人1組となり戸別配布を実施。
- 安定ヨウ素剤の服用は従たる防護措置であり、状況によっては屋内退避又は避難を優先する必要がある。

42

柏崎刈羽地域原子力防災協議会作業部会においては、過去3回（第12～14回）にわたり大雪との複合災害について議論。基本的な考え方を踏まえつつ対応を整理。

1. 除雪にかかる対応

□ 豪雪時における除雪体制

道路管理者、警察等から構成される情報連絡本部を設置し、豪雪時における除雪計画、広報計画の調整等を実施するために情報を一元化する。また、集中的な大雪時に備えて、地域や道路ネットワーク毎に関係者と調整の上、タイムラインを策定する（原子力災害時に限らず実施）。

必要に応じ、地域内外からの除雪、排雪の応援要請を行うことを検討する。

□ 実動組織の支援

除雪能力が不足する場合や、民間事業者による除雪作業が困難となった場合は、実動組織に対して除雪支援の要請を行う。

□ 優先的に除雪すべき道路の特定等

幹線道路から一時集合場所や社会福祉施設までの経路等、除雪を優先すべき道路の特定。

□ 除雪体制等の時系列的な整理

□ 緊急事態における除雪体制等について時系列的に整理。

2. 防護措置にかかる対応

□ 屋内退避の継続

暴風雪や大雪時など、気象庁から特別警報等が発表された場合には、外出を控える等の安全確保を優先し、天候が回復するなど安全が確保されるまでは屋内退避を優先する。

天候が回復した場合であっても、避難経路の除雪等により、安全に避難できる環境となるまでは屋内退避を継続する。

屋内退避中に雪下ろしが必要な場合については、放射性物質の放出のタイミングも踏まえながら、作業可能時間の指示など災害対策本部で検討を行う。

□ 代替経路の活用、避難場所の変更

各市町村が設定している代替経路が活用できる場合は、代替経路の活用を検討。また、あらかじめ定めた避難方向への避難が不可能な場合は、避難方向の変更を含め検討。避難所が不足する場合は、ホテルや県外の避難所活用も検討する。

□ 避難方法や実動組織の支援

避難道路の除雪等により安全に避難できる環境となった時点で避難を開始。なお、生活道路などの除雪が完了せず自家用車避難が困難な場合、無理な自家用車避難は行わず、バス等により避難を行う。

要支援者等についても同様に、進捗・除雪が完了し安全に避難ができる環境が整った段階で放射線防護施設への移動や避難を行う。なお、支援者の介助等によっても避難が困難な場合は、実動組織（消防、警察、自衛隊）の支援により避難を行う。

□ UPZにおける安定ヨウ素剤の事前配布

UPZにおいても安定ヨウ素剤の事前配布に取り組むことで、豪雪時の住民避難の円滑化を図る。

□ 避難方法に関する広報活動

無理な自家用車避難による車両の立ち往生などにより除雪活動が妨げられないことがないよう、豪雪時の対応について必要な広報を実施。

1. 複合災害により避難経路が不通となった場合に備え、あらかじめ複数の避難経路を設定するなどの対策をとる。
2. 仮に、複合災害により陸路が制限される場合には、道路啓開に着手しつつ、海路避難や空路避難、屋内退避を継続するなど、状況に応じた多様な対応を行うことで、住民の安全確保に全力を尽くす。
3. さらに、不測の事態が生じた場合には、国や関係自治体からの要請により、実動組織が住民避難の支援を実施する。

自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合

原子力災害に対する避難行動よりも、自然災害に対する避難行動を優先させ、人命の安全確保を最優先とする。

○防災基本計画（令和4年5月）（抄）

○複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

（第12編 原子力災害対策編 第2章 災害応急対策 第2節 避難，屋内退避等の防護及び情報提供活動 1 避難，屋内退避等の防護措置の実施）

ご静聴ありがとうございました